

秋田県高等学校PTA連合会委員会規程

(総 則)

第 1 条 秋田県高等学校PTA連合会(以下「本会」という。)会則第14条に定める委員会の構成および運営は、この規程による。

(委員会の任務)

第 2 条 委員会は理事会から諮問された事項の調査研究にあたり、理事会に答申する。
2 委員会は、本会の活動推進にかかわる重要事項について、理事会に建議することができる。

(委員会の所掌事項)

第 3 条

(1) 総務委員会

- ① 本会の会則・諸規程など会の運営に関すること。
- ② 事業計画・諸報告及び予算・決算並びに負担金などに関すること。
- ③ 他の委員会の所掌に属さないこと。

(2) 健全育成委員会

- ① 校外生活指導に関すること。
- ② 交通安全指導に関すること。
- ③ 地域環境改善に関すること。
- ④ 社会参加活動に関すること。
- ⑤ その他、高校生の健全育成に関すること。

(3) 進路対策委員会

- ① 高校生の進学指導に関すること。
- ② 高校生の就職に関すること。
- ③ その他、高校生の進路対策に関すること。

(4) 調査広報委員会

- ① 高校PTAの在り方に関すること。
- ② 調査・広報活動の推進・強化に関すること。
- ③ その他、必要な調査・広報に関すること。

(5) 輝き委員会(旧母親委員会)

- ① 家庭教育に関すること。
- ② 保護者としての実践活動の調査研究に関すること。

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は各高等学校PTA会長(又は代理者)及び本会事務局をもって構成し、必要に応じて高校長協会へ委員の推薦を依頼する。
ただし、輝き委員会(旧母親委員会)の委員は、各高等学校PTA役員の中から、各地区協議会長が推薦した委員をもってあてる。
2 各委員会に、それぞれ委員長1名及び副委員長2名を置く。

(委員長・副委員長の選任及び任期)

第 5 条 委員長には副会長があたり、副委員長は委員の互選による。

2 委員長・副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長の任務)

第 6 条 委員長は、委員会を代表し、委員会の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員長・副委員長は、委員会開催に関する計画について、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

4 委員会は委員長が招集する。

(委員会の運営)

第 7 条 委員会は出席委員によって構成し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決定する。

2 委員会が委員会規程第2条による答申を行うときは、速やかに会議の経過及び結果を書面をもって理事会に報告しなければならない。

3 委員会が必要と認めるときは、学識経験者等を委員会に招へいし、参考意見を聴くことができる。

(東北地区高等学校PTA連合会委員会委員の推薦)

第 8 条 各委員会は東北地区高等学校PTA連合会の委員会委員を、それぞれ1名推薦する。

ただし、輝き委員会(旧母親委員会)を除く。

付 則 昭和63年1月20日制定

昭和63年1月20日施行

平成元年4月27日一部改正

平成2年6月8日一部改正

平成3年9月18日一部改正

平成10年1月22日一部改正

平成15年5月27日一部改正

平成25年4月24日一部改正

令和6年5月31日一部改正